

6. 住まい

高齢者住宅

まちづくり推進課 … ☎042-387-9861

《 対 象 》 次の全ての条件に該当する方

- 65歳以上のひとりぐらし又は65歳以上の方を含む60歳以上の世帯
- 原則として居宅において日常生活を営むことができる方
- 市内に引き続き3年以上居住し、所得が月214,000円以下である方
- 次のいずれかの理由により、自力で代替えの住宅を確保することが困難な方
 - ア 1年以内に立ち退くように求められている。
 - イ 住宅が保安上または保健衛生上劣悪な状態にある。
 - ウ 身体障害者手帳(1級～4級)を所持し、かつ現在の住宅では、生活の継続が難しい。
 - エ 家賃が収入月額(世帯の年間所得額から控除額を差し引いた額÷12か月)の4割を超え、支払いに困窮している。

- 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

《 内 容 》

- 5ヶ所 146世帯 (令和7年3月現在)
- 空室が出た場合、公募します。申込者が多数の場合は抽選を行います。
- 高齢者向けに配慮され、管理人又は委託事業者により安否確認を行います。あわせて、緊急通報装置による管理となります。

《 費 用 》

一般の民間賃貸住宅に比べ、低廉な家賃が適用されます。

《 問 合 せ 》

- 都営住宅について … ☎03-3498-8894
(都住宅供給公社住宅募集センター)
- UR賃貸住宅について … ☎0120-411-363
(UR東日本賃貸住宅本部)

居住支援相談

居住支援相談窓口… ☎042-386-0295

まちづくり推進課 … ☎042-387-9861

《 対 象 》

住まいを探すために支援を必要とする高齢者・障がい者・子育て世代等
(住宅確保要配慮者)の方

《 内 容 》

対象者の住まい探しの相談に応じ、市内の居住支援協力不動産店
に協力を得て、住まい探しの支援を行います。

《 受 付 》

電話にて相談予約をお願いいたします。

8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)。

《 費 用 》

相談費用は無料



小金井市居住支援
協力不動産店ステッカー

空き家の管理・利活用

まちづくり推進課・・・☎042-387-9861

空き家のままでは、害虫の発生・不審者の侵入・建物の倒壊など、近隣の住民に迷惑をかけることになります。

住む人がなくなった住宅については売却や賃貸を考えましょう。

- 老人ホームに入居する又は長期間(1年以上)不在にする等住宅管理が困難な場合、空き家管理サービスをご活用ください。

問 合 せ 先	電 話 番 号	用 途
(公社) 小金井市シルバー人材センター	0422-27-7117	家屋及び敷地の目視確認 除草作業 樹木の剪定等
(NPO) 空家・空地管理センター	0120-336-366	目視による点検 近隣からの苦情対応 管理看板の設置等

- 空き家問題のアドバイスを受けるため、市では専門家団体と協定を結んでいます。
費用がかかる場合もあります。

問 合 せ 先	電 話 番 号	用 途
(公社)東京都宅地建物取引業協会 第11ブロック	0422-26-5891	空き家の売買や賃貸に関する こと
(公社)全日本不動産協会 東京都本部多摩中央支部	042-316-7822	
(一社)東京都建築士事務所協会 南部支部	042-361-4564	空き家の耐震・リフォーム・改修 工事に関すること
東京建築士会 多摩ブロック南部支部	042-313-9634	
(一社)北多摩建設業協会 小金井建設協会	042-322-5438	
東京司法書士会	03-3353-2700	空き家の相続・登記・財産管理 成年後見等に関すること
東京土地家屋調査士会府中支部	042-388-1750	空き家の敷地境界に関するこ と
東京都行政書士会市民相談センター	03-5489-2411	空き家の所有者と相続人の調 査確認・資産の有効活用や手続 きに関すること
みずほ銀行小金井支店	042-381-0220	住宅増改築融資・空き家の有効 利用に係る融資に関すること
東京三弁護士会空き家相談窓口	03-3595-9100	空き家の相続・成年後見・財産 管理・契約・紛争の解決に関す ること
東京税理士会納税者支援センター	03-3356-7137	税金に関すること
三井住友信託銀行 小金井支店	0120-377-541	空き家の承継・遺言に関するこ と

火災から命を守るために

小金井消防署 警防課防災安全係 地域防災担当

☎042-384-0119

《主な出火原因から火災を防ぐポイントを知りましょう》

主な出火原因	火 災 を 防 ぐ ポ イ ン ト
こんろ	☐ 調理中はその場から離れない ☐ 周囲に燃えやすいものを置かない ☐ 離れるときは消す ☐ 着衣への着火に注意する
たばこ	☐ 寝たばこをしない ☐ 吸殻は水で完全に消す ☐ 吸殻を灰皿にためない ☐ 火種を落とさない
ストーブ	☐ 周囲に燃えやすいものを置かない ☐ 近くで洗濯物を乾かさない ☐ 火を消してから給油する ☐ 外出時、就寝時は消す
電気コード	☐ プラグやコンセントを清掃する ☐ 決められた容量内で使用する ☐ 家具の下敷き、折れ曲がり要注意 ☐ 束ねて使用しない

《住宅用火災警報器を適切に維持管理しましょう》

住宅用火災警報器(住警器)は、火災を早期に発見し、あなたとあなたの家族の命を守るものです。

- 設置場所は全ての居室・台所・階段・寝室です。
- 住警器のボタンを押すか、ひもを引いて定期的に(半年に1回以上)点検しましょう。
- 設置してから10年を目安に本体の交換をしましょう。

《住まいの防火防災診断を受けましょう》

- 高齢者や障害者の方を対象としています。
- 診断にかかる時間は約30分、無料で診断します。



消防署では、高齢者福祉の関係機関や地域の方々と連携して、高齢者のみなさまのお宅を訪問して、防火防災の点検やアドバイスを行う「住まいの防火防災診断」を行っています。

防火や防災に関することで気になることがありましたら、小金井消防署にお気軽にご相談ください。